

B. 研究方法 及び C. 結果 (図1)

4 疾病医療連携体制検討グループ

1 4 疾病における事例の抽出・選定 (表1)

■平成18年度「地方分権班と保健衛生行政に関する調査研究」の保健所調査結果を元に、73カ所の保健所に対し内容確認のための調査票を送付回収(がん36、脳卒中45、心筋梗塞15、糖尿病26)。また、学会誌及び日本医療マネジメント学会抄録、研究報告書、医学中央雑誌などを検索した。

■合計32事例が候補として抽出されたが、最終的に各疾病ごとに3事例計12事例(保健所関与あり6事例、関与なし6事例)を選定した

2 現地調査及び平成19年度重点項目の検討

■12事例について経過の整理を行った。

■現地調査重点項目として、①問題を把握した経緯、②意志決定過程(対応を決めた経緯・取り組むに当たっての戦略)、③保健所(推進組織)が果たした役割、④調整が可能であった諸条件、⑤関係機関等の期待した保健所機能(行政への期待)、を設定・抽出した。※()は保健所が関与していない事例

■平成19年度重点項目として①事例から読み取れる医療連携体制について(ア医療連携体制とは、イ何が出来ていればよいのか)、②連携体制構築にあたって必要な条件(ア調整にあたって必要とされる各種条件、イ調整に役立つノウハウコツ)、③保健所が関与する医療連携体制とは(ア連携部位・関与時期の視点から、イ4疾患における保健所関与の効果と期待される役割)を抽出整理した(表2~4)。

先進事例追跡検討グループ

1 平成18年度16事例の追跡調査

■16事例について、その後の事業の進捗状況及び連携体制構築以降の保健所関与の状況についてアンケート調査を実施した。調査内容は、①連携構築による目的達成状況、②保健所の関与の状況(関与の変化の有無)、③事業の稼働状況(実績、評価、予算)、④課題、⑤新たな取り組み

■16事例中13事例が事業を継続。病床調整に関わる2例は、事業は終了したが新たな取り組みを開始。事業が終了し保健所も関わっていないのは1事例のみであった。

2 現地調査及び保健所の役割の検討 (図2)

■事業継続事例を分析した結果、特徴的な関わり方として4つのパターンに分類することが出来た。①保健所主体から医療機関(医師会)主体への移行を模索している事例、②事業に住民参加を進めるとともに、保健所が普及・啓発に取り組んでいる事例、③緊急避難的な対応後、引き続き体制維持に関与している事例、④健康危機管理(災害医療)に取り組んでいる事例。これらのうち①②④3パターン5保健所について現地調査を行った。

■アンケート追跡調査から各事例ごとに課題(視察のポイント)を整理し、①課題に向けての取り組みの方向性、②連携体制継続に向けての具体的取り組みとコツ、③継続における保健所の役割、について整理を行った(表5~6)。

D. 考察及びまとめ

- 先進的事例の提示により、すでに医療機関相互の連携が存在する4疾病において、保健所が関与して構築できる医療連携体制の具体的なイメージ、さらに、調整に取り組むにあたってのノウハウコツを提供することが出来た。
- 医療計画の作成にあたって求められた「医療連携体制構築」の具体的な内容について、事例を通して示すことで、何が出来ていることが「医療連携体制構築」と言えるのか、その詳細が明らかとなった。
- 4疾病において保健所（行政）の関与の有無によって、一部で連携部位が異なっており、行政関与による特徴がみられた（健診を含む予防との連携、介護関係機関や在宅との連携など）。
- 16事例の追跡調査から、連携体制構築後に生じる課題とともに「連携体制の立ち上げ期から保健所が考慮しておくべき視点」が明らかとなった。さらに「事業をシステム化するためのノウハウコツ」についても提示することができた。
- 保健所が関与することによるメリット（公的な立場による調整・情報提供・現状調査及び評価・普及啓発など）とともに関与に際して考慮しておくべき点も明らかとなった。
このたびの調査研究から医療連携体制構築に関する調整機能は従来の地域保健対策で培ってきた機能の延長線上にあるものと言える。さらに、示された条件等を踏まえて医療連携体制構築に取り組むことにより、効果・効率的に調整機能を発揮することが出来ると考えられた。

E. 今後の計画（課題）

今年度は2年事業の最終年度

2年間の取り組みにより、医療計画の策定が進んでいる中での課題が以下の通り明らかとなった。

①構築された医療連携体制の評価方法と内容の更新、②医療連携体制構築に係る取り組みのルーチン業務としての位置づけとそのための仕組み、③調整機能発揮に際しての保健所と本庁の役割分担と連携、④市型保健所における取り組み。

今後、こうした課題について新たに取り組みを行っていく必要がある。

(抄録-図1) 研究班の取り組みの概要-2つのグループによる検討

平成19年度の方向性(医療計画策定に向けて動き出している中で……)

■平成18年度は保健所が医療連携体制構築の調整機能を組織として有していることを提示

■新たに記載が求められる4疾病の医療連携体制イメージの提示
 ■経営戦略上の連携が一部機能している中での保健所関与の意義

■保健所の継続関与の要件
 ■連携体制構築後の保健所(行政)の役割

4疾病医療連携体制検討グループ

- 脳卒中 3事例
- 心筋梗塞 3事例
- 糖尿病 3事例
- ガン 3事例

先進事例追跡検討グループ

- ◆平成18年度調査報告16事例の実施状況調査
- 実施主体の移行 2事例
- 住民組織との協働 2事例
- 災害における役割 1事例

4疾病医療連携体制について

- (1) 事例から読み取れる医療連携体制について
- (2) 連携体制構築にあたって必要な条件
 ・調整に役立つノウハウ
- (3) 保健所が関与する医療連携体制とは

連携体制構築後の役割について

- (1) 課題に向けての取り組みの方向性
- (2) 連携体制継続に向けての具体的な取り組みとコツ
- (3) 継続における保健所の役割

<全体のまとめ:保健所関与の在り方>

1 保健所が関与する医療連携体制とは

2 今後の課題

4 疾病医療連携体制検討 グループ

- 新たに記載が求められる4疾病の医療連携体制
イメージの提示
- 経営戦略上の連携が一部機能している中での
保健所(行政)関与の意義

(抄録-表1) 4疾病医療連携体制—現地調査—一覧

事例名 □ 保健所関与あり、■ 保健所関与なし		中心となった機関(関与保健所名)
脳卒中		
事例1	□ 地域内共通連携クリティカルパスの構築	富山県新川厚生センター、地域リハビリテーション連絡協議会
事例2	□ 脳卒中中等地域リハビリテーション支援実践モデル事業	大阪府豊中保健所、地域リハビリテーション支援病院等連絡会
事例3	■ 備後脳卒中ネットワーク	脳神経センター大田記念病院
心筋梗塞		
事例4	□ 急性心筋梗塞の早期発見、急性期患者搬送・医療連携のためのシステムの維持運営	災害医療センター、多摩立川保健所
事例5	■ 急性心筋梗塞を中心とする急性心血管疾患患者に対するCCU対応可能医療施設への救急搬送システムの構築と維持運営(東京都CCUネットワーク)	都内CCU対応可能医療施設、東京都医師会、東京都福祉保健局、東京消防庁
事例6	■ 医師会による急性心筋梗塞に係る統一地域連携パスの作成・運用	岐阜市医師会、岐阜県総合医療センター、岐阜市民病院、岐阜大病院他
糖尿病		
事例7	□ 安来能義地域の糖尿病対策 一次から三次予防までの保健医療連携体制整備	島根県松江保健所、安来市、安来能義地域糖尿病管理協議会
事例8	■ 循環連携・地域連携パス(わかしお医療ネットワーク)	千葉県立東金病院、医師会
事例9	■ 医師会と病院による統一地域連携パスの作成・運用	酒田地区医師会、市立酒田病院、県立日本海病院 他
がん		
事例10	□ 地区医師会と連携した在宅緩和ケアの推進事業	福島県県北保健福祉事務所
事例11	□ 県庁主導による緩和ケア連携の推進	広島県福山地域保健所
事例12	■ □ 在宅終末期医療・ケアの実施にむけての連携体制の構築	中川医院、新川地域医療連携懇話会

表1 続き		事例名 □ 保健所関与あり、■ 保健所関与なし	医療連携体制の内容(概略)
脳卒中			
事例1	□ 地域内共通連携クリティカルパスの構築		■ 地域リハビリテーション支援体制整備事業の発展型 ■ 急性期から在宅介護までの地域連携バスを活用したケアシステムを構築
事例2	□ 脳卒中中等地域リハビリテーション支援実践モデル事業		■ 急性期・回復期病院間の連絡会と、維持期分野の専門職による維持期検討部会を結成 ■ 最終的に急性期・回復期・維持期を結ぶネットワークを形成した。
事例3	■ 備後脳卒中ネットワーク		■ 脳卒中中核医療機関と周回の医療機関とのネットワーク構築(地域連携バスの活用) ■ 介護関係施設との連携も進行中
心筋梗塞			
事例4	□ 急性心筋梗塞の早期発見、急性期患者搬送・医療連携のためのシステムの維持運営		■ 心筋梗塞発症時に循環器救急医療機関へのスムーズな受診システムを構築 ■ 市民向けパンフレットなどを作成し、救急医療に関する普及啓発を実施し成果を挙げたもの
事例5	■ 急性心筋梗塞を中心とする急性心血管疾患患者に対するCCU対応可能医療施設への救急搬送システムの構築と維持運営(東京都CCUネットワーク)		■ 循環器専門医が中心となり、急性心血管疾患患者の救急搬送及び取巻のためのシステムを構築
事例6	■ 医師会による急性心筋梗塞に係る統一地域連携バスの作成・運用		■ 医師会が中心となり急性心筋梗塞後の心事故発生を防止と医療レベルの質の均一化が目的 ■ 診診連携、診・病連携による管理体構築のためのツールとして地域連携バスを導入
糖尿病			
事例7	□ 安来能登地域の糖尿病対策 一次から三次予防までの保健医療連携体制整備		■ 予防(検診)から医療への連携、治療状況の患者への還元などの糖尿病患者管理システムの構築 ■ 関係者の定期的研修の継続と患者家族会の支援
事例8	■ 循環連携の構築(わかしお医療ネットワーク)		■ 資金調達が地域の診療所や薬局との電子カルテネットワークを活用した診療支援システムの構築 ■ 研究会の継続的な開催による診療技術の向上とヒューマンネットワークの構築
事例9	■ 医師会と病院による統一地域連携バスの作成・運用		■ 地域内の病院再編を契機に、地区医師会が中心となり病院と診療所の役割分担の見直し ■ 医療資源の有効活用のため、統一した地域連携バスを作成
がん			
事例10	□ 地区医師会と連携した在宅緩和ケアの推進事業		■ 県の事業化による地域でのモデル地区としての在宅緩和ケア体制の構築 ■ 医療から介護までを含む役割分担の明確化と、連携ツールの作成
事例11	□ 県庁主導による緩和ケア連携の推進		■ 県の事業化による全圏域での緩和ケア地域連絡協議会の設置 ■ 医師会単位での緩和ケア推進チーム設置に向けての研修
事例12	■ □ 在宅終末期医療・ケアの実施にむけての連携体制の構築		■ 在宅終末期医療に取り組むための受け皿としての診療所間の組織作り ■ 診診連携、診・病連携のための地域連携バスの導入

(抄録-表2) 4疾病医療連携体制について(一部抜粋)

—事例から読み取れる医療連携体制—

1 医療連携体制とは(具体的に)

- (1)関係機関における必要な患者情報の共有(4疾患共通)
- (2)受け皿の確保とその情報の関係者間での共有(4疾患共通)
- (3)関係機関の果たす役割が明確になり、スタッフがそれを理解していること(3疾患共通)
- (4)連携チーム内での診療・対応基準の標準化ができていること(3疾患共通)
- (5)医療機関を中心とした関係機関の機能・レベルについての相互の把握(2疾患共通)
- (6)関係者の研修による知識の均質化と相互理解(顔の見える関係)(3疾患共通)
- (7)連携システムの評価、改訂のためデータの収集・分析システム(2疾患共通)
- (8)住民(患者・家族)がかかるべき医療・介護施設の機能を理解していること(3疾患共通)
- (9)患者・家族が様態の変化と急変時の対応を理解していること(2疾患共通)

2 何が出来ていればよいのか(評価となる内容)

1 関係機関に関するもの

- (1)患者情報共有ツールの作成:脳卒中ノート、地域連携パス、糖尿病手帳、かりつけ医カード
- (2)関係機関機能別リスト:医療、福祉機関の機能の一覧の存在とその一般への公開制度
- (3)診療・対応統一基準の作成と配布:治療の申し合わせマニュアル、緩和ケアの手引き
- (4)関係機関に関する様々な情報交換のためのツール:メーリングリスト、ホームページなどのIT
- (5)定例的な研修会、研究会、事例検討、意見交換会:地域医療連携研究会・交流会、CCU研究会

2 住民(患者)に関するもの

- (1)患者、家族に対して治療・療養に関する情報提供のためのツール:患者・家族用地域連携パス、糖尿病手帳
- (2)関係機関機能別リスト:医療、福祉機関の機能の一覧の存在とその一般への公開制度
- (3)患者・家族会の定期的開催

3 アウトカムに関するもの

- (1)発症から救急医療機関受診にかかる時間の短縮
- (2)患者数及び疾患にかかる医療費の減少

(抄録-表3) 4疾病医療連携体制について(一部抜粋)

—連携体制構築にあたって必要な条件(キーワードのみ記載)—

1 調整にあたって必要とされる各種(前提)条件

- (1)人材に関する事(保健所の関与の有無にかかわらず共通)
 - ・熱意があるキーパーソンの存在
 - ・キーパーソンが顔の見える関係であること
- (2)保健所の取り組みや姿勢に関する事
 - ・基礎となる事業の実施
 - ・保健所(行政)の役割について関係機関の理解
 - ・地域の勉強会などに参加
- (3)機会・場に関する事(行政関与では協議会であり、医療機関では研修会やIT)
 - ・検討の出来る定例的な場の存在
 - ・技術平準化のための継続した研修の機会
 - ・情報交換網の存在
- (4)関係機関に関する事
 - ・基幹病院の地域連携室の活発な活動
 - ・地域連携への期待
- (5)住民に関する事
 - ・住民による自主活動組織の存在

2 調整に役立つノウハウコツ

- (1)人材に関する事
 - ・核となる組織、人物を活用
- (2)連携体制の組織化に関する事
 - ・参加することのメリットを提示
 - ・中核病院及び医師会に事務局設置
 - ・チームとしての受け皿作り
 - ・検討段階から必要な関係機関、職種の参加
 - ・コメディカル中心で連携体制構築
- (3)連携体制の運営に関する事
 - ・保健所は仲介役、調整役に徹する
 - ・方向性を示すデータの提示
 - ・分析と評価の実施
 - ・普及啓発で住民組織との協働
 - ・各種ツールの作成など目標の設定
 - ・実践体験の積み上げ
- (4)機会・場の設定に関する事
 - ・意見交換の場を設定
 - ・知識習得のための研修会等を継続的に開催
- (5)予算に関する事
 - ・参加機関の分担
 - ・行政のモデル事業
 - ・医師会事業

※ 朱文字:共通する事項 青文字:保健所関与ありのみ 緑文字:保健所関与なしのみ

(抄録-表4) 4疾病医療連携体制について

— 4疾病における保健所関与の効果と期待される役割 —

- ・いずれも保健所の「公的な立場」を活用したものである。
- ・「共通する項目」①調整 ②他の領域への働きかけ ③現状分析と評価 ④普及啓発に加え情報があげられる。

	【保健所の果たした役割:保健所関与あり事例から】	【保健所への期待:保健所関与なし事例から】
共通する項目	①関係機関・団体との調整、コーディネーター的役割 ②多くの関係機関・職種に事業への参加働きかけ ③地域の課題や連携システムの現状評価のための調査 ④医療機関、地域住民への連携システムの周知・普及啓発	①意見、情報の取りまとめおよび利害調整 連携の取り組みに対して公的な位置づけを付与 (単独医療機関で取り組むと、困り込み・利益誘導と判断されやすい) ②回復期や介護機関の参画には行政の関与が有利 ③調査などを通じて、システム(地域連携バスなど)の評価に関与 ④地域住民への連携システムの周知と相談に応じる体制づくり
特有の項目	■メーリングリストなど情報交換体制を構築 ■様々な情報を入手しやすい立場にあり、地域の現状や、動き等の情報を提供(協議、調整に活用)	◆予防と医療を結ぶことを目的に、市町村との調整 ◆国県の動向を踏まえ、圏域での取り組みの方向性について調整

※行政が関与することによる問題点を指摘する意見
 実施主体の自主性 関係機関の横並び体制 すべての関係者の参画 制度の枠内での縛り

先進事例追跡検討グループ

- 保健所の継続関与の要件
- 連携体制構築後の保健所(行政)の役割